

## とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の取扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、新たに追加された解体工事の取扱いについては、次のとおりとします。

### 1 静岡県建設工事競争入札参加資格における取扱い

静岡県建設工事競争入札参加資格における解体工事の追加は、平成 31・32 年度定期申請から行う予定です。解体工事の申請を行う場合は、建設業法の経過措置期間に関わらず、申請日時点で解体工事業の建設業許可を受けていること及び解体工事業の経営事項審査（審査基準日が平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）を受審していることが要件となります。

### 2 静岡県発注建設工事における工事履歴、工事成績（以下「工事履歴等」という。）の取扱い

平成 29 年 6 月 1 日以降発注の静岡県発注建設工事（静岡県建設事務総合システム登録工事（静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、文化観光部及び企業局等））においては、新たに「とび・土工・コンクリート工事」（以下「とび・土工工事」という。）と「解体工事」を区分することとし、平成 30 年度以降の指名選定における「工事履歴」「工事成績」において、下表のとおり区分して取り扱うこととします。

なお、技術者数については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、従前によるものとし、平成 31 年 4 月 1 日以降、「とび・土工工事」と「解体工事」を区分します。

### 3 総合評価落札方式における工事履歴等の取扱い

施工実績や工事成績評定点における工事履歴等の取扱いは、下表のとおり区分して取り扱うこととします。

(表1) とび・土工工事における工事履歴等の取扱い

工事履歴等 発注年度	平成 26 年度 工事履歴等	平成 27 年度 工事履歴等	平成 28 年度 工事履歴等	平成 29 年度 工事履歴等	平成 30 年度 工事履歴等	平成 31 年度 工事履歴等
平成 29 年度	とび・土工工事の工事履歴等					
平成 30 年度		とび・土工工事の 工事履歴等				
平成 31 年度				とび・土工工事 (解体工事除く)の 工事履歴等		
平成 32 年度				とび・土工工事 (解体工事除く) の 工事履歴等		

(表2) 解体工事における工事履歴等の取扱い

工事履歴等 発注年度	平成 26 年度 工事履歴等	平成 27 年度 工事履歴等	平成 28 年度 工事履歴等	平成 29 年度 工事履歴等	平成 30 年度 工事履歴等	平成 31 年度 工事履歴等
平成 29 年度	とび・土工工事の工事履歴等					
平成 30 年度		とび・土工工事の 工事履歴等				
平成 31 年度				とび・土工工事 の工事履歴等	解体工事の工事履歴等	
平成 32 年度				解体工事の工事履歴等		

4 静岡県公共事業電子入札システム等における発注業種

入札公告等の発注業種がとび・土工工事であっても、静岡県公共事業電子入札システム、入札情報システム (PPI) では、原則として、解体工事として表示されます。

入札公告、入札結果等閲覧の際は、とび・土工工事及び解体工事の両業種で検索するよう御注意ください。

5 問合せ先 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課指導契約班

電話 054-221-3059